

第116回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2022年6月17日（金曜日）

午前10時

愛知県豊田市細谷町2丁目47番地



場所

当社細谷工場

技術開発センター2F 大会議室

(末尾の「定時株主総会会場ご案内略図」をご参照ください)

目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役5名選任の件	
第3号議案 監査役3名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
第5号議案 ストックオプションとして 新株予約権を発行する件	
第6号議案 役員賞与支給の件	
第7号議案 取締役および監査役の報酬 限度額改定の件	
第8号議案 取締役に対するストックオ プションとして割当てる新 株予約権の報酬限度額改定 の件	
(添付書類)	
事業報告	22
連結計算書類	51
計算書類	54
監査報告書	57

書面による議決権行使期限

2022年6月16日（木曜日）午後5時まで

大豊工業株式会社

(証券コード 6470)

株主の皆様へ



自動車産業を取り巻く状況は、CASE、カーボンニュートラル、DX、SDGsなど過去にない大きな変化が目まぐるしく起きています。

大豊グループは、このような激動する環境変化の中、2021年度に策定した「VISION2025」のもとで既存事業の“深化”と新事業の“探索”を強力に推進し未来を拓いていきます。

今後も引き続き変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

杉原 功一

社 是

私たちは時流に先んじ、合理主義に基づき

優れた製品をもって顧客の信頼に応える

—信頼の大豊—

Taiho Means Reliability

With this as our motto.

We at Taiho Group respond to the trust that our customers have lodged in us, by supplying quality products in anticipation of future needs and based on rational solutions.

(証券コード6470)
2022年6月1日

株 主 各 位

愛知県豊田市緑ヶ丘3丁目65番地

大豊工業株式会社

代表取締役社長 杉原功一

第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月16日（木曜日）午後5時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年6月17日（金曜日）午前10時
2. 場 所	愛知県豊田市細谷町2丁目47番地 当社細谷工場 技術開発センター2F 大会議室
3. 目的事項	
報告事項	1. 第116期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第116期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件 第6号議案 役員賞与支給の件 第7号議案 取締役および監査役の報酬限度額改定の件 第8号議案 取締役に対するストックオプションとして割当てる新株予約権の報酬限度額改定の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.taihonet.co.jp/>

新型コロナウイルス（COVID-19）による感染拡大防止に向けて、下記のとおりご案内いたしますので、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

<株主様へのお願い>

- ・新型コロナウイルスの感染予防措置を講じた上で開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、くれぐれもご無理をなさらず、慎重なご判断をお願いいたします。
- ・当日ご出席いただけない場合は、書面による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます（書面による議決権行使の詳細は、招集通知4ページをご覧ください。）。

<ご来場される株主様へのお願い>

- ・受付にて、非接触体温計による体温チェックをさせていただきます。体調不良と見受けられる方には、スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの常時着用とアルコール消毒液の使用について、ご協力をお願いいたします。
- ・株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行い、例年よりも短時間でを行うことで感染リスク低減に努めますので、ご理解ならびにご協力をお願いいたします。
- ・**送迎バスの運行およびお土産の配布を取り止めさせていただきます**。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

<当社の対応>

- ・出席役員、株主総会の運営スタッフは、体調に問題がないことを確認したうえで、マスク着用で対応させていただきます。

以上、時節柄、ご理解ならびにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化によっては当社ウェブサイト（<https://www.taihonet.co.jp/>）にて、上記の内容を更新いたしますので、適宜ご確認をいただければ幸いに存じます。

議決権行使についてのご案内

書面（郵送）による
議決権行使期限

2022年6月16日（木曜日）午後5時到着分まで

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。
(上記の行使期限までに到着するよう
ご返送ください)



議決権行使書のご記入方法

議決権行使書 大豊工業株式会社 御中		議決権の数	XX 股
株主総会日 ××××年××月××日		議決権の数	XX 股
××××年××月××日			
議案	原案に対する賛否	議決権の数	XX 股
第1号	賛 否		
第2号	賛 否		
第3号	賛 否		
第4号	賛 否		
第5号	賛 否		
第6号	賛 否		
第7号	賛 否		
第8号	賛 否		

こちらに各議案の賛否を
ご記入ください。

議案	原案に対する賛否	
	賛	否
第1号	賛	否
第2号	賛	否
	但し	を除く
第3号	賛	否
	但し	を除く
第4号	賛	否
第5号	賛	否
第6号	賛	否
第7号	賛	否
第8号	賛	否

賛成の場合 → **賛** に○印

反対の場合 → **否** に○印

但し、第2号議案および第3号議案につきまして、

一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄にご記入ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則 (電子提供に関する経過措置)</p> <p>1 <u>現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役（5名）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位
1	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</div> <small>すぎ はら こう いち</small> 杉 原 功 一	代表取締役社長
2	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</div> <small>すす き てつ し</small> 鈴 木 徹 志	代表取締役副社長
3	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</div> <small>かわ い のぶ お</small> 河 合 信 夫	取締役
4	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">独立</div> <small>さ とう くに お</small> 佐 藤 邦 夫	社外取締役
5	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">独立</div> <small>いわ い よし ろう</small> 岩 井 善 郎	社外取締役

候補者番号

1 ^{すぎ はら こう いち} 杉原功一

(1956年5月11日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況



1980年 4月	トヨタ自動車工業株式会社 (現トヨタ自動車株式会社) 入社	2013年 6月	当社監査役
2009年 6月	同社常務役員 同社上郷工場工場長 同社下山工場工場長	2014年 4月	当社常任顧問
2012年 4月	同社生産技術本部副本部長	2014年 6月	当社代表取締役副社長
2013年 4月	同社ユニット生産技術領域領域長	2015年 6月	当社代表取締役社長就任 現在に至る

所有する当社株式の数
47,000株

取締役候補者とした理由

杉原功一氏は、トヨタ自動車株式会社において、国内外の生産技術部門や生産部門等を経験しております。その豊富な経験と幅広い知見を活かし、2015年6月からは当社の代表取締役社長として経営陣を牽引しており、引き続き優れた経営手腕とリーダーシップを当社の経営に反映していただきたく、取締役候補者としております。

候補者番号

2 ^{すず き てつ し} 鈴木徹志

(1959年2月1日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況



1981年 4月	トヨタ自動車工業株式会社 (現トヨタ自動車株式会社) 入社	2015年 6月	同社代表取締役副社長
2010年 1月	同社第2パワートレーン先行開発部 先行エンジン開発室室長	2018年 6月	当社専務取締役
2014年 1月	同社エンジン先行設計部部長	2019年 6月	当社代表取締役副社長就任 現在に至る
2015年 1月	日本ガスケット株式会社理事		

所有する当社株式の数
16,400株

取締役候補者とした理由

鈴木徹志氏は、トヨタ自動車株式会社、当社グループ会社および当社において、主にエンジン開発をはじめとした技術部門において経験と実績を有し、また、経営者としてその部門に関する見識を有しております。引き続きその豊富な経験と知見、見識を当社の経営に反映していただきたく、取締役候補者としております。

候補者番号

3 河合 信夫

(1958年12月20日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月	当社入社	2011年 6月	当社執行役員
2001年 3月	当社経営企画部経営企画室室長	2013年 6月	当社常務執行役員
2004年 3月	当社経営企画部部長	2018年 6月	当社取締役就任現在に至る
2009年 6月	当社取締役		

所有する当社株式の数
57,600株

取締役候補者とした理由

河合信夫氏は、当社において、財務会計部門をはじめとした経営管理部門全般及び海外拠点における深い知見に加え、当社事業全般における経験と実績を有しております。引き続きその豊富な経験と知見、見識を当社の経営に反映していただきたく、取締役候補者としております。

候補者番号

4 佐藤 邦夫

(1955年1月20日生)

再任

社外

独立



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2009年 9月	株式会社三井住友銀行 投資銀行 統括部 参与	2016年 7月	同社顧問
2010年 4月	日興コーディアル証券株式会社 (現SMB C日興証券株式会社) 常務執行役員	2017年 3月	同社顧問退任
2011年 4月	同社常務執行役員 名古屋駐在	2017年 4月	ベステラ株式会社 社外取締役就任 グッドインシュアランスサービ ス株式会社 取締役就任現在に至る
2012年 3月	同社専務執行役員 名古屋駐在兼 名古屋事業法人本部長	2017年 6月	当社社外取締役就任現在に至る
2014年 3月	同社専務取締役 名古屋駐在兼名 古屋事業法人本部長	2021年10月	中央電力株式会社 社外監査役 就任現在に至る

所有する当社株式の数
0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

佐藤邦夫氏は、銀行・証券業界において、長年にわたり経営者としての経験を有しております。その経営全般における豊富な経験と高い識見より、引き続き当社経営・戦略に対する的確な助言を期待し、社外取締役候補者としております。

候補者番号

5 いわ い よ し ろ う
岩井善郎

(1949年9月16日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況



所有する当社株式の数
0株

1991年10月	福井大学 工学部 教授	2019年 4月	同大学 名誉教授
2010年 5月	株式会社パルメソ 社外取締役就任現在に至る		同大学 産学官連携本部特命教授就任
2012年 4月	福井大学 工学研究科長・工学部長		現在に至る
2013年 4月	同大学 理事(研究・国際担当)・副学長	2020年 6月	当社社外取締役就任現在に至る
2016年 4月	同大学 理事(研究・産学・社会連携担当)・副学長		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

岩井善郎氏は、トライボロジー領域の学術的見地及び組織経営の知見を有しております。その豊富な経験と高い識見より、引き続き当社経営・戦略に対して的確な助言を期待し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐藤邦夫氏および岩井善郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ており、両氏が選任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
3. 佐藤邦夫氏および岩井善郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって佐藤邦夫氏が5年、岩井善郎氏が2年となります。
4. 当社は、佐藤邦夫氏および岩井善郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であり、社外取締役候補者である佐藤邦夫氏および岩井善郎氏の再任が本総会において承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、取締役、監査役、執行役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年7月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。

被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 川治豊明氏および都甲仁氏は辞任により退任し、監査役 橋爪秀史氏および安田益生氏は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 ふな こし なな ひろ
船越七洋 (1974年7月14日生) **新任**

略歴、地位および重要な兼職の状況

2003年10月 当社入社
2013年1月 当社経理部原価管理室室長
2019年1月 当社経理部部长
2020年6月 当社監査室室長就任現在に至る

監査役候補者とした理由

船越七洋氏は、当社において、財務会計部門、内部監査部門および海外拠点における豊富な経験を有しており、なかでも財務会計部門に関する豊富な経験と知見を有しております。その豊富な経験と知見を当社の監査に反映していただきたく、監査役候補者としております。



所有する当社株式の数
1,100株

候補者番号

2

はし づめ ひで くに
橋 爪 秀 史

(1961年8月3日生)

再任

社外



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1987年4月	トヨタ自動車株式会社入社	2018年6月	当社社外監査役就任現在に至る
2012年1月	同社エンジンプロジェクト推進 部部長	2019年1月	トヨタ自動車(株)パワートレーンカン パニーエンジン・駆動事業領域 領域長就任
2014年4月	同社ユニット生技部部長	2020年1月	同社エンジン・駆動事業領域統括 部長就任
2016年4月	同社上郷工場・下山工場工場長	2022年1月	同社パワートレーンカンパニーパ ワトレユニット事業領域統括部長 就任現在に至る
2016年4月	同社常務理事就任		
2018年1月	同社パワートレーンカンパニー統 括就任		

監査役候補者とした理由

橋爪秀史氏は、トヨタ自動車株式会社において、エンジン開発部門や生産技術・生産部門等において経験と実績を有しております。その経歴を通じて培われた豊富な経験と自動車に関する専門知識を引き続き当社の監査に反映していただきたく、社外監査役候補者としております。

候補者番号

3

やす だ ます お
安 田 益 生

(1962年5月27日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1993年10月	監査法人伊東会計事務所入所	2003年1月	安田益生公認会計士事務所設立
1997年4月	公認会計士登録	2010年6月	当社社外監査役就任現在に至る
2002年12月	中央青山監査法人退所		

監査役候補者とした理由

安田益生氏は、公認会計士として長年培われた専門的な知識、経験と会計士事務所を運営されてきた経営者としての知見を有しております。その豊富な経験と高い見識を引き続き当社の監査に反映していただきたく、社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 橋爪秀史氏および安田益生氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は安田益生氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ております。なお、同氏が選任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
3. 橋爪秀史氏の当社における社外監査役の就任期間は、今回の株主総会終結の時をもって、4年となります。
4. 安田益生氏の当社における社外監査役の就任期間は、今回の株主総会終結の時をもって、12年となります。
5. 当社は橋爪秀史氏および安田益生氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、取締役、監査役、執行役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年7月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。
被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。
7. 橋爪秀史氏は、トヨタ自動車株式会社のパワトレユニット事業領域統括部長であり、同社は当社の特定関係事業者（主要な取引先）に該当いたします。また、同社より過去2年間に報酬等を受けており、今後も受ける予定であります

(ご参考) 第2号議案および第3号議案承認可決後の取締役会および監査役会等の体制

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会および監査役会の体制は、次のとおりとなる予定であります。

	氏名	役職	企業経営	技術・開発	生産技術・製造	財務・会計	営業・調達	CSR・法務	グローバル(国際経験)
取締役	杉原 功一	代表取締役社長	◎	◎	◎			◎	◎
	鈴木 徹志	代表取締役副社長	◎	◎			◎		
	河合 信夫	代表取締役副社長	○			◎	◎	◎	◎
	佐藤 邦夫	社外取締役	◎			◎	◎		
	岩井 善郎	社外取締役		◎					○
監査役	舩越 七洋	常勤監査役				◎		○	◎
	橋爪 秀史	社外監査役		◎	◎				
	近藤 禎人	社外監査役		◎	◎				◎
	安田 益生	社外監査役	◎			◎			

※◎：3年以上の経験 ○：3年未満の経験

※上記一覧表は、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第3号議案「監査役3名選任の件」が承認可決された場合に監査役に就任予定の船越七洋氏の補欠として、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。監査役として就任した場合、その任期は前任者の残存期間といたします。

また、本決議の効力は次回定時株主総会開始の時までとしますが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議によって取り消すことができるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

のぶ かわ よう じ
延川洋二

(1961年7月4日生)

略歴、地位および重要な兼職の状況

1984年4月 トヨタ自動車株式会社入社
2006年7月 同社上郷工場総括・原価室室長
2015年1月 当社理事就任
2018年6月 当社執行役員就任現在に至る

補欠監査役候補者とした理由

延川洋二氏は、トヨタ自動車株式会社および当社において、財務会計部門での豊富な経験と知見を有しております。その豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただきたく、補欠監査役候補者としております。

所有する当社株式の数
4,800株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、取締役、監査役、執行役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年7月に更新をする予定です。本議案において延川洋二氏の選任が承認可決され、かつ同氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く)、執行役員、従業員および当社子会社の取締役、執行役員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。また、当社取締役に対する新株予約権の無償発行は、当社取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、また、その額が確定しているため、報酬として割り当てる新株予約権の額および具体的な内容もあわせてご承認をお願いするものであります。なお、第2号議案を原案通りご承認いただいた場合、割当てを受ける当社取締役は3名となり、従来のストックオプションとしての新株予約権の付与の状況、その他諸般の事情を考慮して、当社取締役への新株予約権の割当て数は600個を上限とします。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主の皆様を重視した経営を一層推進することを目的として、当社取締役、執行役員、従業員および当社子会社の取締役、執行役員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額、内容および数の上限

(1) 当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は第8号議案が原案どおり承認可決されますと、年額30百万円を上限(ただし使用人兼務役員の使用人分給与を含まない。)となります。

(2) 新株予約権の数の上限

下記(4)に定める内容の新株予約権3,000個を上限とし、当社取締役への割当て数は、600個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式300,000株を上限とし、下記(4)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(3) 新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- ③ 新株予約権を行使することができる期間
2024年8月1日から2027年7月31日まで
- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の取得条項
以下のi、ii、iii、ivまたはvの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑦ 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条

第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - viii 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑨ 本新株予約権の発行に関する細目事項については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の社外取締役を除く取締役3名および監査役5名（うち社外監査役3名）に対し、役員賞与総額41,493,000円（取締役分28,870,000円、監査役分12,623,000円）を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることといたしたいと存じます。また、当社の取締役の個人報酬等については、事業報告43ページ記載の決定方針に基づいて決定しており、相当であると判断しております。

第7号議案 取締役および監査役の報酬限度額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、2014年6月12日開催の第108回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額240百万円以内、監査役の報酬額を年額60百万円以内とご承認いただき現在に至っております。以来、現在まで基本報酬はその範囲内で支給し、役員賞与については定時株主総会にてその都度支給金額をご承認いただいております。

現在、取締役および監査役について、当該報酬額の範囲内にて現金賞与も支払っておりますことから、実態に鑑み、取締役の報酬額を年額200百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）に改定し、監査役の報酬額については、その年額は60百万円以内のままといたしたいと存じますが、今後はそれぞれ当該報酬額の範囲内で、固定報酬である基本報酬に加えて、業績連動報酬である現金賞与を支給することといたします。また、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、当社は、取締役の報酬について公正性、透明性および客観性を強化すべく、過半数を社外役員で構成する役員人事報酬委員会を取締役会の諮問機関として2021年11月より設置しております。本議案は、役員人事報酬委員会における審議・答申を経て、取締役会にて決定していることから、相当であると判断しております。今後も、役員人事報酬委員会での客観的な審議をふまえ、適宜適切に取締役の報酬制度を見直してまいります。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）、監査役は5名（うち社外監査役3名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案通り承認された場合、今回の株主総会終結の時をもって取締役は5名（うち社外取締役2名）、監査役は4名（うち社外監査役3名）となります。

第8号議案

取締役に対するストックオプションとして割当てる新株予約権の報酬限度額改定の件

当社の取締役に対するストックオプションとして割当てる新株予約権に関する報酬等の額は、2006年6月21日開催の第100回定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠として年額50百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、経済情勢の変化等諸般の事情を勘案し、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとして割当てる新株予約権に関する報酬等の額を第7号議案の取締役の報酬額とは別枠で、年額30百万円以内に改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。本ストックオプションは、当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主の皆様を重視した経営を一層推進することを目的としており、その内容は相応なものと考えております。

なお、この報酬等の額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与を含まないものといたします。

当社は、2021年10月28日開催の当社取締役会において[取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針]を定めており、その概要は事業報告43ページに記載のとおりであります。本件ストックオプションの割当ては、当該方針に沿うものであります。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案が原案通り承認された場合も各々員数に変更はありません。

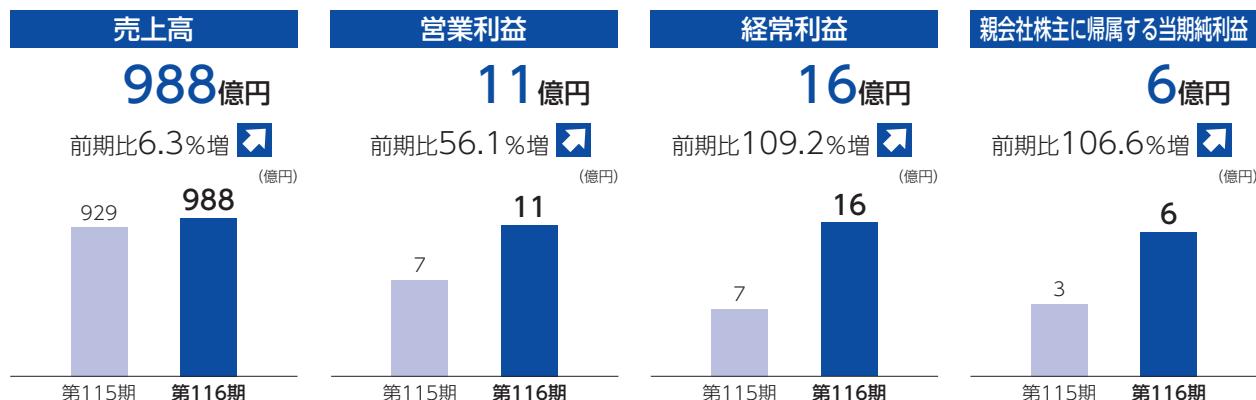
以 上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

連結業績



(1) 事業の経過およびその成果

世界経済

当連結会計年度における世界経済は、経済活動の正常化が進み、総じて緩やかな回復基調で推移したものの、新型コロナウイルス感染再拡大や世界的な半導体不足、資源・エネルギー価格の上昇、ウクライナ危機などによる様々な社会活動の制限や経済活動の減速懸念等、引き続き予断を許さない状況が継続しました。

自動車業界

自動車業界におきましては、「100年に一度の大変革期」のなか、2021年度は、期中には新型コロナウイルス感染拡大の落ち着きと共に世界の自動車生産台数は前年度と比較し増加するなど生産の回復が見られましたが、部品供給問題など、サプライチェーン全体では不透明な一面を残しております。

業績

自動車販売の回復に伴う、客先からの数量増に柔軟に対応できたことで順調なスタートを切ることができた一方、期の後半に新型コロナウイルスの感染再拡大・半導体不足、原材料費高騰等の厳しい経済環境の影響を受けた結果、連結売上高は2021年3月期より58億円の増収となる988億円となりました。連結営業利益は4億円増益の11億円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、地球規模の環境問題に端を発した脱炭素・カーボンニュートラルの進展、デジタル革新（DX）等による産業構造の変化、また自動車業界ではCASEの進展を含め、100年に一度の大変革期を迎えており、これまでに経験したことのないスピードで、大きく多様に変化してきております。

このような経営環境の中、当社グループでは、社是である「信頼の大豊」をゆるぎない価値観・基盤として、トライボロジーを基盤とした保有技術と、絶え間ないイノベーションによる持続可能な社会の実現とグループの持続的成長に向け、Visionと中期経営計画を掲げ、事業活動を推進してまいります。

■ 「Vision2025」：地球環境とミライの社会に貢献

- ・ トライボロジーをコアに、保有技術の深化とイノベーションをもってOnly one製品でグローバルNo.1を目指す
- 地球環境に貢献するイノベーション
- 激動の時代に際しチャレンジし続ける人財
- グローバルに供給する革新的なものづくり

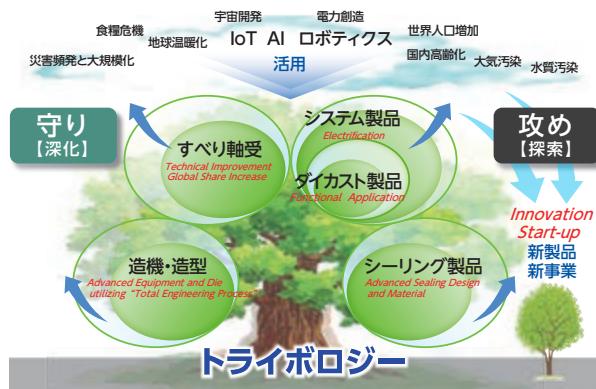
■ 2021年度 - 2023年度 「中期経営計画」

- ・ 変わろう大豊 未来のために ～ 信頼され続ける企業として ～
- 「既存技術の深化」と「新たな価値の探索」によりお客様の期待を超える
- たくましい人財とグループの力で強靱な経営基盤を確立する

VISION2025および中期経営計画

当社は、2021年4月にグループの持続的成長を目指した「VISION2025」およびその実現に向けた「2021-2023年度中期経営計画」を策定しました。

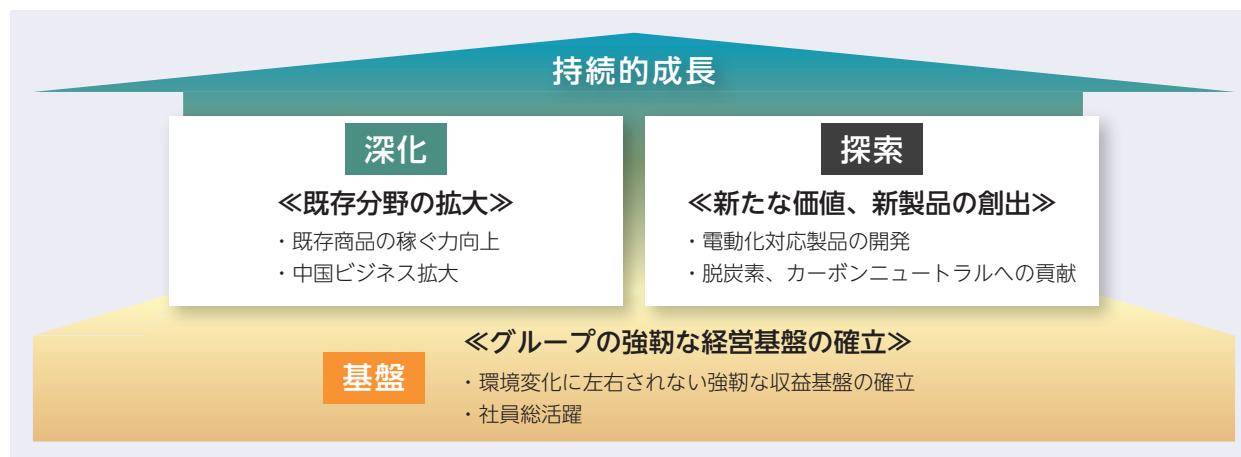
VISION2025



2021-2023年度中期経営計画

2021-2023年度中期経営計画 (2021-2023 Medium-term Business Plan) slide. The slide features the TAIHO logo and the text "変わる大豊 未来のために ~信頼され続ける企業として~" (Changing Taiho, for the future, as a company that continues to be trusted). Below the text are two bullet points: "【既存技術の深化】と【新たな価値の探索】によりお客様の期待を超える" (Exceeding customer expectations through [Deepening existing technology] and [Exploring new value]) and "たくましい人材とグループの力で強靱な経営基盤を確立する" (Establishing a robust operating base with the strength of our people and group).

当社グループは、既存分野の拡大である【深化】、新たな価値、新製品の創出である【探索】、それらを支える【基盤】づくりの活動を通じて、持続可能な社会に貢献し、さらなる成長を実現してまいります。



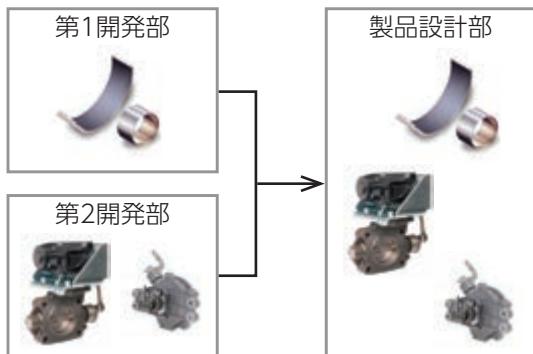
VISION達成に向けた取り組み



VISION2020で成果を上げてきた新製品、新製法開発、基盤強化の取り組みを土壌にして、VISION2025は「深化」と「探索」をさらに加速させ、大豊グループの持続的な成長を目指していきます。

VISION達成に向けた取り組み

深化 製品設計力の強化、競争力の向上



既存製品の開発部署を統合し、商品力を磨く力（深化）を強化してシェアアップを図ります。

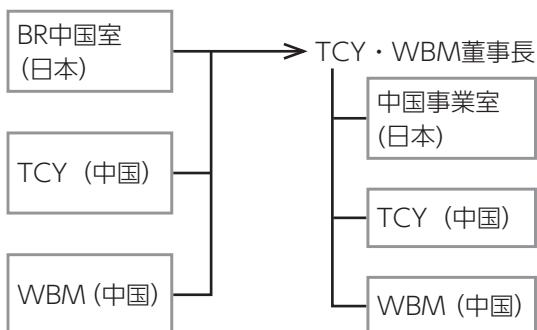
- 新開発の樹脂バイメタル軸受「CF100」が新型ディーゼルエンジン燃料噴射ポンプに採用



- 高筒内エンジン用ビスマス合金オーバーレイ軸受自動車技術会より技術開発賞を受賞

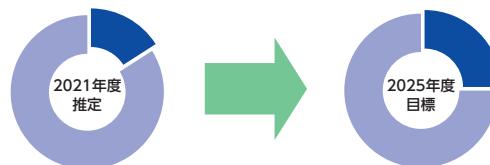


深化 中国事業体制の強化



日本の中国事業室および現地拠点を中国駐在の董事長が統括する体制を構築しました。迅速な意思決定で中国ビジネスの拡大を図ります。

- 中国ビジネスの拡販

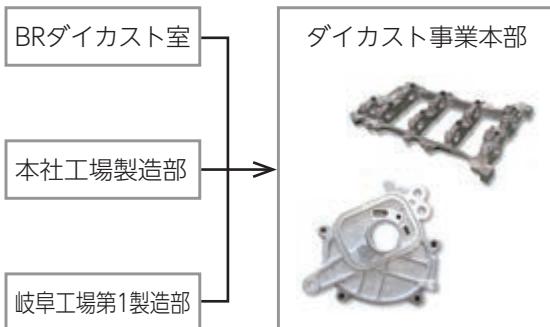


TCY

2020年度以降、日系・欧米系メーカーをはじめ、中国系メーカー向けのエンジン用軸受受注増。ガソリン車、ディーゼル車ともにシェアアップを目指します。

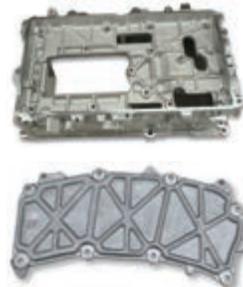
VISION達成に向けた取り組み

深化 ダイカスト事業本部の設立



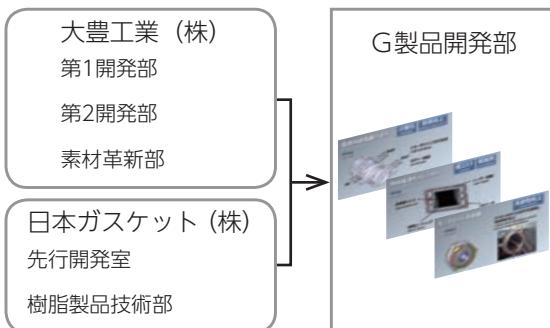
ダイカスト事業を軸受事業に続く「真の第2の柱」と位置づけ、営業から製造まで一気通貫してリソースの効率向上を図ります。

● 電動化ダイカスト製品の受注増



2020年度から量産を開始したハイブリッド車のPCU用インバーターケースに続き、電動化ダイカスト製品の量産を予定しています。

探索 新製品領域の開発力強化



大豊工業と日本ガスケットの技術探索機能をG製品開発部に集約し、新製品の自主開発体制とグループ連携強化を図ります。

● トヨタ自動車より新型NXプロジェクト表彰受賞 (日本ガスケット)



● 再生炭素繊維を使用したCFRP



VISION達成に向けた取り組み

探索

将来に向けた取り組み 新たな価値、新製品の創出



材料
技術

冷却
技術

NV低減
技術

軽量化
技術

シール
技術

大豊グループの保有技術により
社会の要請に合致したイノベーションで貢献する

■ モーター

■ PCU

■ 燃料電池

■ 電池パック



・モーターコイル冷却



- ・電磁遮蔽樹脂カバー
- ・放熱塗料
- ・導電性樹脂コート
- ・インバーターケース (量産)



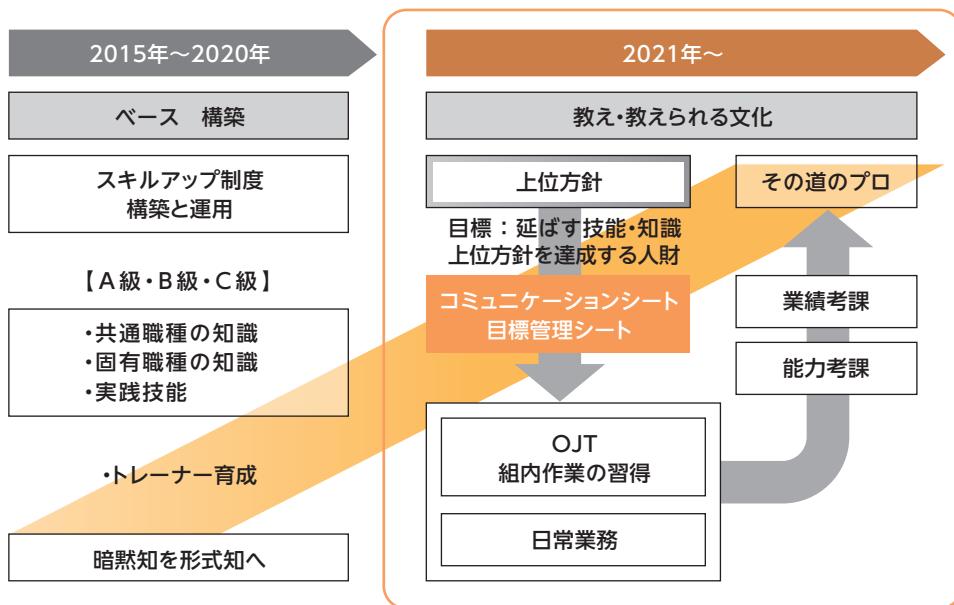
- ・セパレーター
- ・エンドプレート (量産)
- ・スタックマニホールド (量産)
- ・ターミナルNo.2 (量産)



・冷却ブロウ

VISION達成に向けた取り組み

基盤 人財力強化の取り組み



● 現場を支える人財力育成 「スキルアップ制度」

スキルアップ制度は、経験による暗黙知（カン・コツ）に頼らず、具体的な技術、技能、原理原則を形式知化して伝承する制度です。

「教え・教えられる風土」を醸成し、先輩が後輩に、また次の世代へと技能が引き継がれている「人づくり」の大きな役割を担っています。



持続可能な社会の実現のために

サステナビリティへの取組み

サステナビリティの考え方

当社におけるサステナビリティの基本的な考えは、「トライボロジーを基盤とした製品とエンジニアリングをもって社会に貢献する」ことです。

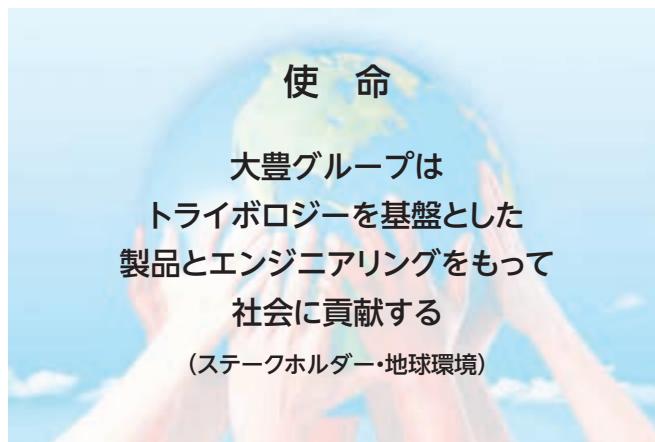
これは、従来から定めていた「使命」そのものです。

昨今の社会動向を踏まえ、新たな方針を定めるのではなく、改めて当社の企業としての成長や存続そのものが社会に貢献してきた事を再認識しました。

個々の事業戦略は時代によって異なりますが、実現のための信念は変わりません。

サステナビリティの進め方

当社は、サステナビリティ委員会を設置し、社会・環境問題をはじめとする持続的な社会の実現のために解決すべき重要な課題（マテリアリティ）を特定し、事業を通じた当該課題への取り組みをより一層推進しております。



持続可能な社会の実現のために

区分	主な取り組み	SDGsへの対応
お客様	品質向上の取り組み ・品質向上活動 ・顧客満足度調査	12 つくも責任 つかる責任 
	製品安全 製品する規制対応状況	
取引先	適正取引の推進 ・サプライチェーンマネジメントの取り組み ・豊成会への支援	13 気候変動に 具体的な対策を  14 海の豊かさ を増やす 
	グリーン調達 ・グリーン調達ガイドラインの発刊	
従業員	人権、雇用、労使に関わる取り組み ・ワークライフバランス ・ダイバーシティ活動 ・従業員との対話	4 質の高い教育を みんなに  5 ジェンダー平等を 実現しよう  8 働きがいも 経済成長も  10 人や国の不平等 をなくそう 
	人財育成、教育 ・現場を支える人財育成 スキルアップ制度	
	労働安全衛生の取り組み ・グループ安全衛生管理体制 ・リスク軽減活動の推進（3現主義） ・安全衛生教育 ・従業員の健康	
社会・地域	地域とのコミュニケーション、社会貢献活動 ・地域への貢献活動 主な活動紹介	15 陸の豊かさを 保ち増やす  17 パートナリシップで 目標を達成しよう 
株主・投資家	適切な情報開示 ・基本的な考え方 ・情報提供の取り組み ・IR活動実績（2020年度）	
コーポレートガバナンス	取締役ほか透明性のある企業運営	
コンプライアンス	コンプライアンス推進、内部通報制度	17 パートナリシップで 目標を達成しよう 
リスクマネジメント	リスク管理	11 住み続けられる まちづくりを 
	情報漏えいの防止	
生産環境	気候変動対応、省資源、生物多様性の保全、環境法令順守 ・気候変動問題を解決する取り組み ・改善事例	12 つくも責任 つかる責任  13 気候変動に 具体的な対策を 
製品環境	環境・社会に貢献する製品開発 ・製品による環境貢献 ・自然共生活動 ・環境マネジメント	14 海の豊かさ を増やす 

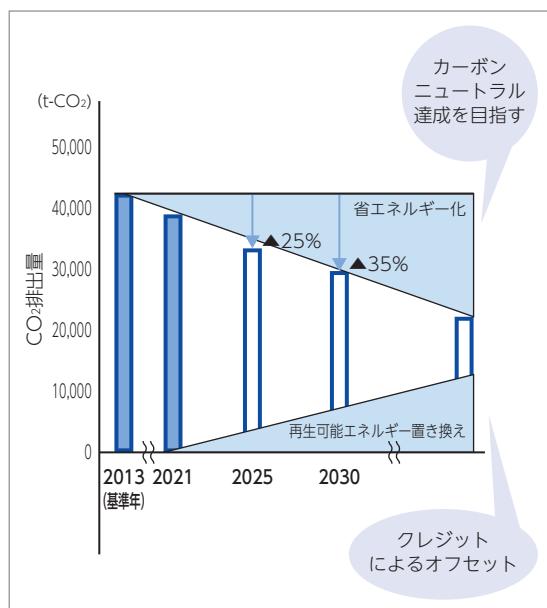
詳細は当社ホームページに掲載しております。

「大豊工業レポート2021」 <https://www.taihonet.co.jp/company/report2021.html>

持続可能な社会の実現のために

カーボンニュートラルに向けた取組み

▼ CO₂削減のシナリオ



企業の持続可能性や気候変動抑制の観点からカーボンニュートラルに向けたCO₂排出量削減が大きな社会課題になっています。

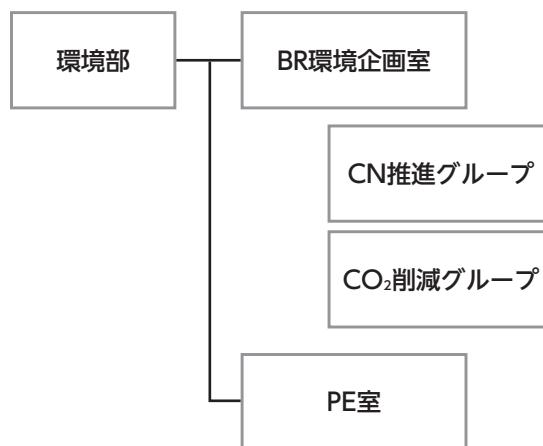
当社のような部品メーカーとしては、主に生産プロセスにおける課題と捉えています。

まずは工程の省エネルギー化を進め、残ったエネルギーを再生可能エネルギーに置き換える、あるいはクレジットでオフセットすることによってカーボンニュートラル達成を目指します。

▼ 推進体制

カーボンニュートラルに向けた取組みの一層の強化が必要と考え、2022年1月に「環境部」を新設しました。

BR環境企画室の中にCO₂削減に専任で取り組む人員を配置し、CO₂削減活動の企画や技術開発を進めています。



▼ 2022年度の進め方

カーボンニュートラルに向けた方針・ロードマップの策定に取り組んでいます。

また、エネルギー使用量の多い工程に対し、新工法の開発、電化等の方策立案を進めています。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は60億円となりました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

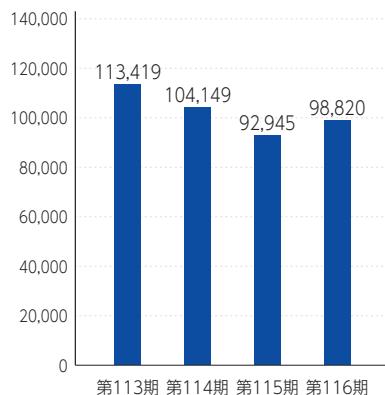
区 分	第113期 (2019年3月期)	第114期 (2020年3月期)	第115期 (2021年3月期)	第116期(当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	113,419 百万円	104,149 百万円	92,945 百万円	98,820 百万円
経常利益	4,727 百万円	2,173 百万円	788 百万円	1,650 百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,626 百万円	991 百万円	300 百万円	621 百万円
1株当たり当期純利益	90円57銭	34円17銭	10円37銭	21円42銭
総資産	109,635 百万円	106,299 百万円	113,726 百万円	114,379 百万円
純資産	64,148 百万円	63,276 百万円	64,336 百万円	66,305 百万円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除した株数)により算出しております。

2. 第113期の数値は、不適切な会計処理の訂正による遡及処理後の数値であります。

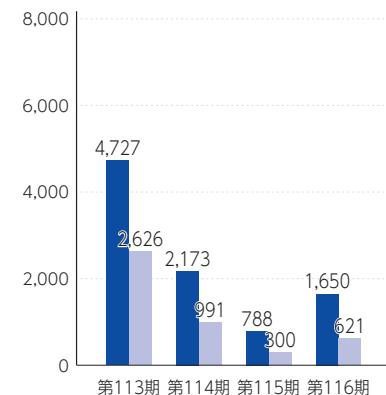
売上高

(単位：百万円)



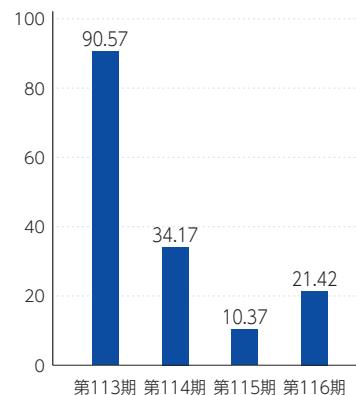
経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



1株当たり当期純利益

(単位：円)



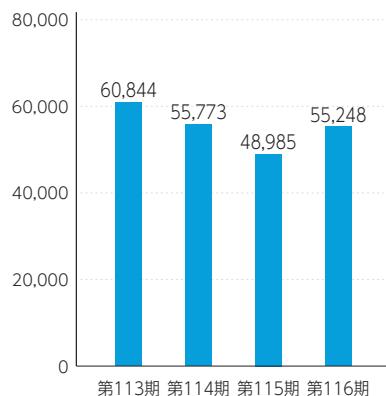
②当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第113期 (2019年3月期)	第114期 (2020年3月期)	第115期 (2021年3月期)	第116期(当期) (2022年3月期)
売上高	60,844 百万円	55,773 百万円	48,985 百万円	55,248 百万円
経常利益又は経常損失 (△)	3,007 百万円	908 百万円	△578 百万円	1,137 百万円
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,026 百万円	1,536 百万円	△161 百万円	△467 百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	35円42銭	52円96銭	△5円57銭	△16円12銭
総資産	79,246 百万円	76,872 百万円	86,032 百万円	83,015 百万円
純資産	43,977 百万円	44,466 百万円	44,308 百万円	43,065 百万円

(注) 1. 1株当たり当期利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株数）により算出しております。
2. 第113期の数値は、不適切な会計処理の訂正による遡及処理後の数値であります。

売上高

(単位：百万円)



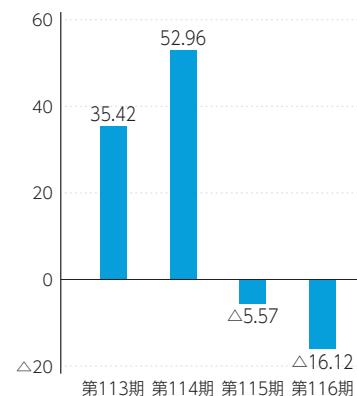
経常利益又は経常損失 (△) / 当期純利益又は当期純損失 (△)

(単位：百万円)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)

(単位：円)



製品別売上高

自動車製造用設備
122億円 12%



自動車製造用設備

(単位：億円)



軸受製品
422億円 43%



エンジン用
すべり軸受 カーエアコン用
コンプレッサ部品 ワッシャ

(単位：億円)



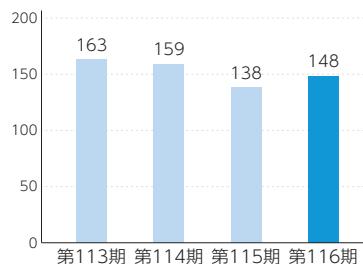
製品別
売上高構成比

ガスケット製品
148億円 15%



ガスケット

(単位：億円)

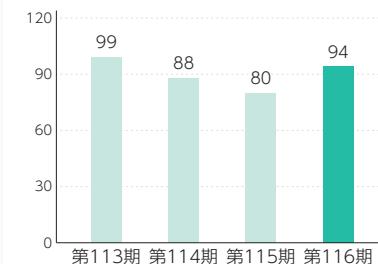


ダイカスト製品
94億円 9%



ECUケース カムハウジング デフキャリア

(単位：億円)



システム製品
153億円 16%

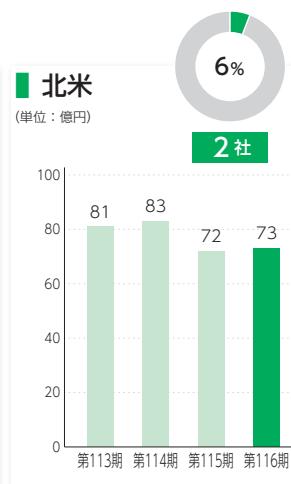
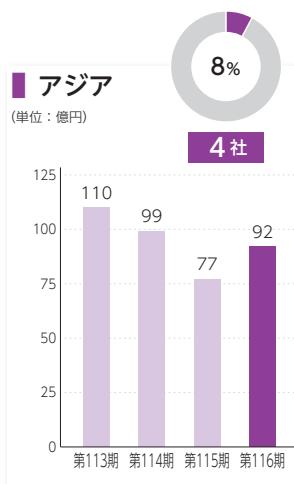
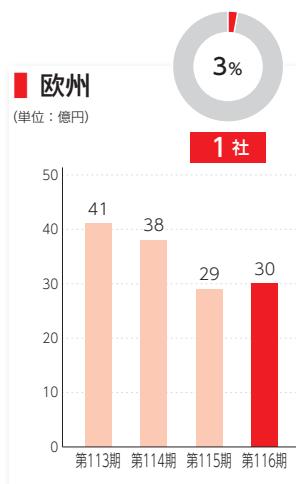
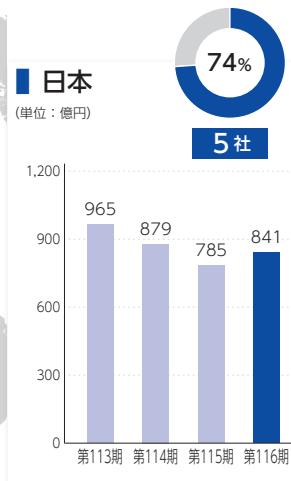
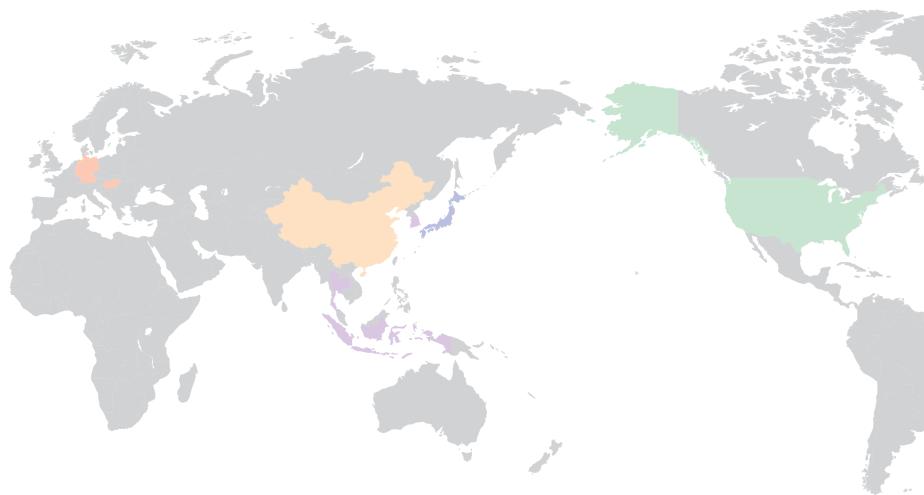


EGRバルブ バキュームポンプ_VP

(単位：億円)



所在地別売上高（連結消去前売上高）



(6) 重要な親会社および子会社の状況（2022年3月31日現在）

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
大豊精機株式会社	878百万円	100.0%	搬送装置、溶接機、金型設備、自動車部品の製造および販売
日本ガスケット株式会社	757百万円	100.0%	自動車部品の製造および販売
株式会社ティーイーティー	75百万円	100.0%	精密金型の製造および販売
株式会社タイホウライフサービス	20百万円	100.0%	営繕、福利厚生
タイホウコーポレーション オブ アメリカ	17,550千 米 ドル	100.0%	自動車部品の製造および販売
タイホウヌサンタラ株式会社	194,851百万ルピア	100.0%	自動車部品の製造および販売
タイホウコーポレーション オブ ヨーロッパ有限会社	1,800百万フォロント	100.0%	自動車部品の製造および販売
韓国大豊株式会社	10,420百万ウォン	92.1%	自動車部品の製造および販売
大豊工業(煙台)有限公司	291,061千 人 民 元	100.0%	自動車部品の製造および販売
タイホウコーポレーション オブ タイランド株式会社	103,000千 バ ー ツ	74.0%	自動車部品の製造および販売
常州恒業軸瓦材料有限公司	186,508千 人 民 元	100.0%	自動車部品素材の製造および販売

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業区分	事業の内容
自動車部品関連事業	軸受および軸受素材・ダイカスト・ガスケット・システム製品等の製造販売
自動車製造用設備関連事業	搬送装置・溶接機・精密金型・設備部品等の製造販売
その他の事業	営繕・福利厚生

(8) 主要な営業所および工場（2022年3月31日現在）

① 当社

本社：愛知県豊田市緑ヶ丘3丁目65番地

名称	所在地
東京営業所	東京都中央区
大阪営業所	大阪市淀川区
本社工場	愛知県豊田市
細谷工場	愛知県豊田市
篠原工場	愛知県豊田市
幸海工場	愛知県豊田市
岐阜工場	岐阜県可児郡
土岐工場	岐阜県土岐市
九州工場	鹿児島県出水市

② 子会社

(国内)

名称	所在地
大豊精機(株)	愛知県豊田市
日本ガスケット(株)	愛知県豊田市
(株)ティーイーティー	愛知県豊田市
(株)タイハウライフサービス	愛知県豊田市

(海外)

名称	所在地
タイハウコーポレーション オブ アメリカ	米国オハイオ州ティフィン市
タイハウヌサンタラ(株)	インドネシアカラワン県カラワン市
タイハウコーポレーション オブ ヨーロッパ(有)	ハンガリーペシュト県ウイハルチャン町
韓国大豊(株)	韓国大邱広域市
大豊工業（煙台）有限公司	中国山東省煙台市
タイハウコーポレーション オブ タイランド(株)	タイプラチンプリ県
常州恒業軸瓦材料有限公司	中国江蘇省常州市

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
自動車部品関連事業	3,485名	7名減
自動車製造用設備関連事業	370名	17名減
その他の事業	16名	－
全社(共通)	461名	33名減
合計	4,332名	57名減

- (注) 1. 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。
2. 全社(共通)は、総務、人事、経理等の管理部門の従業員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,009名	8名減

(注) 従業員数には、社外からの出向者を含み、嘱託・臨時・パート従業員を含んでおりません。

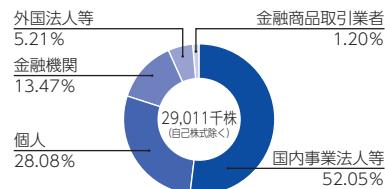
(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	17,116百万円
株式会社三井住友銀行	5,370百万円

2 会社の株式に関する事項

- | | |
|------------------------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 48,400,000株 |
| (2) 発行済株式総数（自己株式160,575株を除く） | 29,011,882株 |
| (3) 株主数 | 7,100名 |
| (4) 大株主 | |

（ご参考）
所有者別株式分布状況



株主名	持株数	持株比率
トヨタ自動車株式会社	9,676 千株	33.35 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,341	8.07
株式会社豊田自動織機	1,427	4.92
日本発条株式会社	1,344	4.63
豊田通商株式会社	1,071	3.69
大豊工業従業員持株会	584	2.02
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	457	1.58
大豊工業取引先持株会	319	1.10
株式会社アイシン	300	1.03
豊田信用金庫	294	1.01

*持株比率は、自己株式160,575株を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における職務執行の対価として発行した新株予約権の状況

- ・当社が既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりです。

銘柄	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類および数	新株予約権の発行価額
第15回新株予約権（2017年6月13日発行）	1,990個	普通株式 199,000株	無償
第16回新株予約権（2018年6月12日発行）	2,260個	普通株式 226,000株	無償
第17回新株予約権（2019年6月11日発行）	2,630個	普通株式 263,000株	無償
第18回新株予約権（2020年6月9日発行）	2,920個	普通株式 292,000株	無償
第19回新株予約権（2021年6月15日発行）	2,840個	普通株式 284,000株	無償

・前記のうち、当社取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次 (行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第15回 (1,583円)	2019年 8 月 1 日～2022年 7 月31日	380個	3名
	第16回 (1,326円)	2020年 8 月 1 日～2023年 7 月31日	470個	3名
	第17回 (849円)	2021年 8 月 1 日～2024年 7 月31日	520個	3名
	第18回 (552円)	2022年 8 月 1 日～2025年 7 月31日	520個	3名
	第19回 (977円)	2023年 8 月 1 日～2026年 7 月31日	520個	3名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

・発行した新株予約権の数

2,840個

・新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 284,000株 (新株予約権1個につき100株)

・新株予約権の発行価額

無 償

・新株予約権の行使価額

1株当たり 977円

・新株予約権の行使期間

2023年8月1日から2026年7月31日まで

・当社従業員および当社子会社取締役等に交付した新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	交付者数
当社従業員 (当社取締役を除く)	1,690個	23名
当社子会社取締役および従業員	630個	15名

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
杉原 功一	※取締役社長	
鈴木 徹志	※取締役副社長	品質、技術本部 本部長
河合 信夫	取締役	経営管理本部 本部長
佐藤 邦夫	取締役	グッドインシュアランスサービス株式会社 取締役 中央電力株式会社 社外監査役
岩井 善郎	取締役	福井大学 産学官連携本部 特命教授 株式会社パルメソ 社外取締役
川治 豊明	常勤監査役	
都甲 仁	常勤監査役	
橋爪 秀史	監査役	トヨタ自動車株式会社 パワートレーンカンパニー パワトレユニット事業領域 統括部長
近藤 禎人	監査役	トヨタ自動車株式会社 モノづくり開発センター センター長
安田 益生	監査役	公認会計士 安田益生事務所

- (注) 1. ※印は、代表取締役であります。
 2. 取締役 佐藤邦夫氏、岩井善郎氏は社外取締役であります。
 3. 監査役 橋爪秀史氏、近藤禎人氏および安田益生氏は、社外監査役であります。
 4. 監査役 安田益生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する十分な知見を有するものであります。
 5. 取締役 佐藤邦夫氏、岩井善郎氏、監査役 安田益生氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類の総額(百万円)		
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役8名 (うち社外2名)	150 (6)	114 (6)	28 (-)	6 (-)
監査役5名 (うち社外3名)	47 (3)	34 (2)	12 (0)	- (-)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は5名(うち社外取締役は2名)、監査役は5名(うち社外監査役は3名)であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、2021年6月15日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名が含まれているためであります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結営業利益であり、当連結会計年度の連結営業利益は1,108百万円であります。当該指標を選択した理由は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために当該指標が機能すると取締役会が判断したためであります。
4. 非金銭報酬等の内容は、当事業年度におけるストックオプション報酬額であります。
5. 上記報酬等の総額には、第116回定時株主総会において決議予定の役員賞与、当事業年度におけるストックオプション報酬額が含まれております。
6. 当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2006年6月21日、2014年6月12日であり、決議の内容は、取締役のストックオプション報酬額上限(年額50百万円以内)、取締役の基本報酬額上限(年額240百万円以内)及び監査役の基本報酬額上限(年額60百万円以内)であります。
2006年6月21日株主総会終結時点の取締役の員数は14名、2014年6月12日株主総会終結時点の取締役および監査役の員数は8名(うち社外取締役1名)、5名(うち社外監査役3名)であります。

(3) 取締役の個人報酬等の決定方針

当社は、2021年10月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、取締役会にて説明され可決されていることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上への意欲を高め、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与および非金銭報酬としてのストックオプションにより構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみ

を支払うこととしております。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、職位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定しており、賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標である連結営業利益を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の対前期比増減を総合的に勘案し算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。

ストックオプションは、当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主の皆様を重視した経営を一層推進することを目的として、毎年一定の時期に無償で新株予約権を発行しております。

また、2021年11月1日に取締役会の諮問機関として設置された「役員人事報酬委員会」は、取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針、取締役の個人別報酬案、その他報酬に関する重要事項について審議し、取締役会に答申しており、代表取締役社長に委任される事項については代表取締役社長に答申しております。

取締役会は、「役員人事報酬委員会」の答申をふまえ、取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針を決定いたします。

当社全体の業績を勘案し個人別の報酬額の決定を行う観点から、取締役会は、取締役会決議に基づき代表取締役社長 杉原功一にその具体的内容の決定について委任しております。代表取締役社長は、「役員人事報酬委員会」の答申をふまえ、本方針に従って、各取締役の基本報酬の額および各取締役の賞与の評価配分を決定いたします。

ストックオプションの個人の配分は、「役員人事報酬委員会」の答申をふまえ、ストックオプション委員会において、取締役会への上程を承認し、取締役会において職位に応じた公正な付与数を審議・承認しております。

なお、各報酬の決定方針に従って算出することで、報酬体系において基本報酬、賞与およびストックオプションの具体的な割合が定まるものとしております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会（臨時取締役会含む）出席状況	監査役会（臨時監査役会含む）出席状況
社外取締役	佐藤 邦夫	全12回中12回	—
	岩井 善郎	全12回中12回	—
社外監査役	橋爪 秀史	全12回中12回	全13回中13回
	近藤 禎人	全12回中11回	全13回中12回
	安田 益生	全12回中12回	全13回中13回

- (注) 1. 各社外取締役および社外監査役は、その豊富な経験と知見に基づき、適時発言を行っております。
2. 佐藤邦夫氏は銀行・証券業界での経験を踏まえ、専門的な立場から当社経営・戦略に対して、的確な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
3. 岩井善郎氏はトライボロジー領域の学術的見地、及び組織経営の経験者と知見に基づき、的確な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
4. 橋爪秀史氏はトヨタ自動車株式会社での豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の監査体制に対して、的確な助言等を行うなど、取締役会および監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
5. 近藤禎人氏はトヨタ自動車株式会社での豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の監査体制に対して、的確な助言等を行うなど、取締役会および監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
6. 安田益生氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する十分な知見に基づき、当社の監査体制に対して、的確な助言等を行うなど、取締役会および監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。

②重要な兼職先と当社との関係

- ・グッドインシュアランスサービス株式会社、中央電力株式会社、福井大学、株式会社パルメソおよび公認会計士安田益生事務所と当社との間に、特別の利害関係はありません。
- ・トヨタ自動車株式会社は、当社の大株主であり、当社グループ最大の販売先であります。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役との間では、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社のすべての取締役、監査役、執行役員。

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	35百万円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、金額には会社法および金融商品取引法の報酬が含まれております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役会が決定いたします。

6 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が「業務の適正を確保するための体制」として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①「経営理念」「大豊社員の行動指針」等に基づき、取締役が法令及び社会規範を遵守した行動をするよう徹底します。
 - ②取締役の職務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会・常勤役員会・経営会議他の機能会議等の会議体による意思決定および相互牽制を図ります。
 - ③コンプライアンスを統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士・従業員代表の労働組合委員長および取締役・常勤監査役をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置します。
 - ④主な法令の啓発を目的として「役員ハンドブック」を配付します。
 - ⑤財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築し、整備運用を図ります。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役会議事録・稟議決裁書等を文書管理規程等の社内規程に従って適切に保存し、管理します。
 - ②取締役および監査役の要求があるときは、これを閲覧に供します。
 - ③情報セキュリティ委員会を定期的開催するとともに、情報セキュリティに関するルールを定め、役員・理事および全社員に周知し、機密管理に努めます。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①内部監査部門を設置し、毎年定期的に内部監査を実施します。
 - ②予算制度・稟議制度により、資金の流れを管理することで、リスク管理をします。
 - ③災害（地震・火災等）発生に備えて、建物および設備等の予防保全を行うとともに、防災管理規程を整備し、関係者を定期的に教育・訓練します。
 - ④安全、品質、環境、情報管理、コンプライアンス等に係るリスクについては、各担当部署がリスク管理体制を整備し、適切なリスク管理体制の運用を行います。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①中長期の経営方針および年度ごとの会社方針を基に、各部での活動方針を具体化し、一貫した方針管理を行います。

- ②組織規程・業務分掌および職務権限基準表に関する規程に基づき取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備し、定期的に当該組織と業務分掌を見直します。
 - ③原則として毎月取締役会を開催し、重要事項の決定等を行います。
 - ④取締役会の機能を強化し、経営効率を向上させるため、常勤役員が出席する常勤役員会を毎月開催し、取締役会付議事項の事前審議およびその他の経営重要事項について審議を行います。
 - ⑤経営意思決定・業務執行のスピードアップを図るために、取締役数を必要最小限にするとともに、執行役員制度を採用し、効率的な経営を実施します。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①「経営理念」「大豊社員の行動指針」等に基づき、従業員が法令及び社会規範を遵守した行動をするよう徹底します。
 - ②主な法令の啓発と周知徹底を図るために、各部門のコンプライアンス担当者をメンバーとするコンプライアンス推進会議を定期的に開催します。
 - ③階層別教育によりコンプライアンスの徹底を図るとともに、全社員に「大豊社員の行動指針」を配付し、その定着浸透度チェックを毎年実施します。
 - ④内部監査部門による定期的な内部監査を実施します。また、不祥事の早期発見のために、内部通報制度を設けています。
6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①グループ全体で経営理念、ビジョン、会社方針等を共有します。
 - ②子会社を管理する部署を設置し、子会社から業務報告および情報の収集・伝達に関するルールを定め、情報交換を通じて、子会社の業務の適正性・適法性を確認します。
- イ.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- 定期的に子会社との会議等を開催し、子会社の経営・事業活動を適切に管理・監督します。
- ロ.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 子会社の安全・品質・環境等のリスクについて、必要に応じて、子会社のリスク管理体制の整備を求めます。
- ハ.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 子会社の取締役に対し、迅速に意思決定を行い、業務が効率的に行われることを求めます。
- ニ.子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 子会社に対して法令等遵守体制の整備を求め、その状況を点検します。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制

- ① 監査業務の充実のために、監査役の職務の補助業務を担当する使用人を置きます。
- ② 当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については、取締役と監査役が意見交換をします。
- ③ 当該使用人は、監査役から指揮命令を受けた場合、業務執行側の指揮命令権は及ばないものとします。

8. 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役・執行役員・使用人および子会社を管理する部署は、当社または子会社の職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実ならびに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、直ちに監査役に報告します。
- ② 当社および子会社の取締役・執行役員・使用人は、監査役から業務執行について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をします。
- ③ 監査役に報告した者に対して、報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知します。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役職務の執行に関する予算を毎年設けます。
- ② 監査役から職務の執行につき、所要の費用の請求があった場合、監査役職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、その費用を負担します。

10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役・取締役は、監査役との会合を持ち、意思の疎通を図ります。また、業務の適正を確保する上で重要な機能会議等への監査役の出席、重要な書類を閲覧する体制を確保します。さらに、監査役が会計監査人と定期的に情報交換できる体制を確保します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① コンプライアンスに関する取り組みの状況

当社は、社長・社外弁護士・従業員代表の労働組合委員長および取締役・常勤監査役をメンバーとするコンプライアンス委員会を年に3回開催しています。従業員への階層別教育の中でもコンプライアンス教育を行っています。また、各種の相談・連絡窓口を設け、従業員に周知しています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取り組みの状況

当社では、取締役の職務執行に係る情報は、取締役会議事録又は稟議書に記録し、文書管理規程に基づき、文書ごとに保管期間(取締役会議事録・稟議書は10年間)を設け、適切に保存・管理しています。

③リスク管理に関する取り組みの状況

当社は、予算制度と稟議規程により資金の流れを管理し、毎月常勤役員会または経営会議で収支実績を報告することで、リスク管理をしています。また、災害(地震・火災等)発生に備えて、建物および設備等の予防保全を行うとともに、防災訓練を年に1回実施しています。

④取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための取り組みの状況

当社は、組織と業務分掌を年2回見直し、取締役の職務の執行が効率的に行われる組織体制としています。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための取り組みの状況

当社は、関係会社管理規程に基づき子会社を管理する部署を設置し、子会社とのTV会議・経営懇談会や重要事項の稟議決裁書等を通じて、子会社の経営・事業活動を適切に管理・監督し、業務の適正をはかっています。

特に、資産管理においては、過去の連結子会社における不適切な会計処理を踏まえて、内部統制の強化に向けた継続的な取り組みを実施しています。

⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取り組みの状況

当社では、常勤監査役は、取締役会やその他の重要な会議への出席や、代表取締役や監査法人との情報交換を定期的に行うとともに、監査役の職務の補助業務を担当する使用人を置いて、監査の実効性の向上に努めています。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元と事業の成長および経営基盤の強化のための内部留保を総合的に勘案し、長期的にわたり安定的な配当の継続を基本方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	59,375
現金及び預金	20,250
受取手形及び売掛金	17,877
電子記録債権	3,243
契約資産	1,326
商品及び製品	5,520
仕掛品	2,470
原材料及び貯蔵品	6,513
その他	2,205
貸倒引当金	△31
固定資産	55,003
有形固定資産	45,014
建物及び構築物	10,809
機械装置及び運搬具	16,906
土地	13,141
リース資産	107
建設仮勘定	2,855
その他	1,194
無形固定資産	2,066
リース資産	5
その他	2,060
投資その他の資産	7,922
投資有価証券	3,855
繰延税金資産	2,775
退職給付に係る資産	699
その他	632
貸倒引当金	△39
合計	114,379

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	25,157
支払手形及び買掛金	7,615
電子記録債務	5,035
短期借入金	319
1年以内返済予定の長期借入金	3,852
リース債務	31
未払費用	5,705
未払法人税等	451
役員賞与引当金	124
製品保証引当金	500
その他	1,521
固定負債	22,916
長期借入金	21,198
リース債務	63
繰延税金負債	582
退職給付に係る負債	727
役員退職慰労引当金	165
資産除去債務	43
その他	134
負債合計	48,074
(純資産の部)	
株主資本	62,656
資本金	6,712
資本剰余金	10,181
利益剰余金	45,963
自己株式	△200
その他の包括利益累計額	2,975
その他有価証券評価差額金	1,800
為替換算調整勘定	1,067
退職給付に係る調整累計額	107
新株予約権	156
非支配株主持分	516
純資産合計	66,305
合計	114,379

(記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		98,820
売上原価		83,738
売上総利益		15,082
販売費及び一般管理費		13,974
営業利益		1,108
営業外収益		
受取利息及び配当金	112	
助成金収入	85	
貸倒引当金戻入額	120	
その他	623	941
営業外費用		
支払利息	130	
その他	269	399
経常利益		1,650
特別利益		
新株予約権戻入益	33	
固定資産売却益	8	
債務免除益	429	
その他	0	471
特別損失		
固定資産売却損	248	
固定資産除却損	72	
製品保証引当金繰入額	500	
その他	57	878
税金等調整前当期純利益		1,243
法人税、住民税及び事業税	877	
法人税等調整額	△384	493
当期純利益		749
非支配株主に帰属する当期純利益		128
親会社株主に帰属する当期純利益		621

(記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,712	10,181	46,028	△200	62,721
会社方針の変更による累積的影響額			9		9
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,712	10,181	46,038	△200	62,731
当期変動額					
剰余金の配当			△696		△696
親会社株主に帰属する当期純利益			621		621
新株の発行 (新株予約権の行使)					—
自己株式の取得				△0	△0
海外連結子会社における従業員奨励福利基金への積立金			△0		△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					—
当期変動額合計	—	—	△74	△0	△74
当期末残高	6,712	10,181	45,963	△200	62,656

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,629	△852	79	856	156	602	64,336
会社方針の変更による累積的影響額							9
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,629	△852	79	856	156	602	64,346
当期変動額							
剰余金の配当							△696
親会社株主に帰属する当期純利益							621
新株の発行 (新株予約権の行使)							—
自己株式の取得							△0
海外連結子会社における従業員奨励福利基金への積立金							△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	170	1,920	28	2,119	△0	△85	2,032
当期変動額合計	170	1,920	28	2,119	△0	△85	1,958
当期末残高	1,800	1,067	107	2,975	156	516	66,305

(記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

計算書類 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	34,611
現金及び預金	14,144
受取手形	3
電子記録債権	2,429
売掛金	9,366
商品及び製品	1,737
仕掛品	1,189
原材料及び貯蔵品	1,950
未収入金	2,970
前払費用	27
短期貸付金	240
その他	552
固定資産	48,404
有形固定資産	24,202
建物	4,707
構築物	476
機械装置	8,513
車両運搬具	33
工具器具備品	427
土地	8,314
リース資産	39
建設仮勘定	1,689
無形固定資産	1,166
ソフトウェア	1,087
ソフトウェア仮勘定	64
その他	15
投資その他の資産	23,034
投資有価証券	1,785
関係会社株式	10,600
出資金	18
関係会社出資金	8,363
長期貸付金	37
破産更生債権等	120
繰延税金資産	1,994
その他	126
貸倒引当金	△12
合計	83,015

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	17,198
買掛金	4,275
電子記録債務	1,705
短期借入金	3,873
1年以内返済予定の長期借入金	2,250
リース債務	12
未払金	514
未払消費税等	221
未払費用	3,602
未払法人税等	124
預り金	75
役員賞与引当金	41
前受金	2
製品保証引当金	500
固定負債	22,751
長期借入金	19,625
リース債務	30
退職給付引当金	556
債務保証損失引当金	2,467
長期未払金	41
資産除去債務	30
負債合計	39,950
(純資産の部)	
株主資本	41,935
資本金	6,712
資本剰余金	10,366
資本準備金	10,342
その他資本剰余金	24
自己株式処分差益	24
利益剰余金	25,079
利益準備金	1,098
その他利益剰余金	
別途積立金	17,710
繰越利益剰余金	6,270
自己株式	△223
評価・換算差額等	973
その他有価証券評価差額金	973
新株予約権	156
純資産合計	43,065
合計	83,015

(記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	金額
売上高		55,248
売上原価		48,241
売上総利益		7,007
販売費及び一般管理費		8,124
営業損失		△1,117
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,142	
受取賃貸料	103	
貸倒引当金戻入額	120	
その他	146	2,513
営業外費用		
支払利息	36	
固定資産除却損	101	
賃貸設備減価償却費	43	
その他	76	258
経常利益		1,137
特別利益		
固定資産売却益	0	
債務保証損失引当金戻入額	228	
新株予約権戻入益	33	262
特別損失		
固定資産売却損	242	
製品保証引当金繰入額	500	
関係会社出資金評価損	1,461	
その他	7	2,211
税引前当期純損失		△811
法人税、住民税及び事業税	66	
法人税等調整額	△410	△344
当期純損失		△467

(記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	6,712	10,342	24	10,366	1,098	17,710	7,434	26,243
当期変動額								
剰余金の配当							△696	△696
当期純損失							△467	△467
新株の発行 (新株予約権の行使)								—
自己株式の取得								—
企業結合による増減								—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)								—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,164	△1,164
当期末残高	6,712	10,342	24	10,366	1,098	17,710	6,270	25,079

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△223	43,099	1,051	1,051	156	44,308
当期変動額						
剰余金の配当		△696				△696
当期純損失		△467				△467
新株の発行 (新株予約権の行使)						—
自己株式の取得	△0	△0				△0
企業結合による増減						—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)			△78	△78	△0	△78
当期変動額合計	△0	△1,164	△78	△78	△0	△1,242
当期末残高	△223	41,935	973	973	156	43,065

(記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

大豊工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖[Ⓔ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 本田 一 暁[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大豊工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大豊工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

大豊工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 本田 一 暁 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大豊工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、監査を実施しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。ただし、グループ内部統制については、改善が図られているものの、子会社の効率的な職務運用及びリスク管理の更なる強化に向けて引き続き監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

大豊工業株式会社 監査役会

常勤監査役 川治 豊明 ㊟

常勤監査役 都甲 仁 ㊟

社外監査役 橋爪 秀史 ㊟

社外監査役 近藤 禎人 ㊟

社外監査役 安田 益生 ㊟

以上

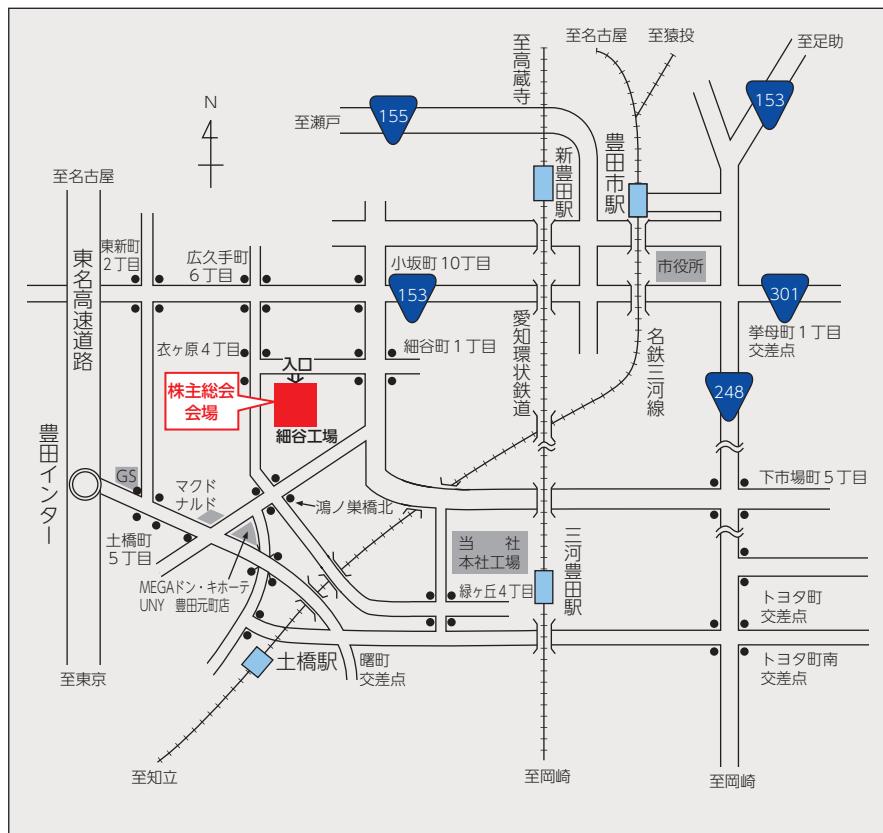
第116回定時株主総会会場ご案内略図

会場

大豊工業(株) 細谷工場 技術開発センター 2F 大会議室
愛知県豊田市細谷町2丁目47番地 TEL (0565) 28-2261 (細谷工場代表)

交通

- ・東名高速道路豊田I.C.より2kmです。
- ・本年は、新型コロナウイルスの感染リスクを減らすため、送迎バスの運行を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



(注) カーナビを利用し、ご来場される際は、下記ご対応をお願いします。
対応方法：カーナビにマップコード(30256439*05)を入力して目的地セットをお願いします。



お問い合わせ先
(0565) 28-2225
(本社工場 代表)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。